

## 四 大正期の税務行政

95 大正元年10月 署長会議における局長演達

経庶第七三号

大正元年十月二十六日

税務署長

熊本税務監督局

今回税務署長会議ニ於ケル局長演達筆記別紙送付ス

大正元年十月開催税務署長会議ニ於ケル熊本税務監督局長〔蓮見義隆〕演達ノ大要（十月十四日午前）

今回署長会議ヲ開催シタル主旨ハ、昨年署長会議開催以來諸君カ税務執行上施設研究アリタル状況ヲ明ニシテ将来ノ改善ニ資セムカ為ナリ、顧ミレハ宅地々々修正事務、所得税、營業稅及織物稅等事務ノ統一ニ関シ、先年以來局ニ於テ施設シタル事項ニ関シ、諸君カ銳意之ヲ実行シ好績ヲ挙ケラレタル勞苦ニ対シテハ、特ニ感謝ノ意ヲ表セサルヲ得サルト同時ニ、所得税、營業稅、織物稅等ノ施設ニ在リテハ事過渡的ニ属シ、将来尚進シテ良全ノ域ニ達セムコトニ努力ヲ要スヘキヲ以テ、諸君ハ一層奮勵研鑽ヲ重ネ其ノ成績ヲ挙ケムコトヲ望ムナリ、請フ、以下尚聊カ平素ノ希望ト所感トヲ述ヘ諸君ノ参考ニ供セムトス

第一 人員經濟ト經費トニ付テ

税務執行ニ付テハ年々事務ノ複雑ヲ加ヘ來ル狀況ナレハ、相当ノ技能ヲ有スル人ヲ採用シ執務ノ敏活ヲ図ルヘキハ

言ヲ俟タサルト同時ニ、一般ニ国費ノ緊縮ト共ニ経費ノ節約ニ努メ、以テ少数ノ人ニテ十分ノ技能ヲ發揮シ事務ノ遂行ヲ図リ、一定ノ経費ヲ以テヨリ以上ノ効果ヲ挙クルコトニ留意セサルヘカラス、昨今ノ問題タル行政整理ハ要スルニ人ト金トニ歸著スヘキカ故ニ、整理ノ結果ハ多少人員ノ減少、経費ノ削減ハ免レサルヲ以テ、希望通りノ人員ヲ配置シ、又ハ経費ヲ配付シ得ヘカラス、左レハ今後稅務執行上一層困難ナラムモ、万難ヲ排シテ努力遂行ヲ期セムコトヲ望ム

## 第二 局署事務ノ統一ニ付テ

稅務ヲ遂行スルニ方リ署員ヲ一致團結セシムルコトハ最モ必要ナリトス、故ニ署員間ニ反目等ノ弊風ヲ生スルコトナカラシメ、円満ニ執務ノ効果ヲ挙クルコトニ厚ク留意ヲ要ス、局ト署トノ關係ニ付テモ亦同一ナルコト言ヲ俟タル所ナルニ依リ、互ニ相信シ相倚リ以テ益々円滑ニ事務ノ統一ヲ遂行スルコトヲ期セサルヘカラス

## 第三 吏員ノ人格養成ト品性修養ニ付テ

稅務官吏中動モスレハ不正行為アリシ為メ、訓告、譴責及懲戒免官等ノ如キ不祥事ノ發生セルハ頗ル慨嘆ニ堪ヘサル次第ナリ、諸君ハ常ニ人格養成ヲ念トスヘク、殊ニ稅務官吏ハ直接納稅者ノ財産ニ關係スル職務ニ在レハ、一般人ノ嫌惡ヲ受ケ種々批評ノ衝ニ立チ易キヲ以テ常ニ部下ノ戒飭ヲ怠ルヘカラス

稅務官吏ハ又常識修養ニ努メサルヘカラス、凡ソ職務ニ関スル智識ノ必要ナルコトハ言ヲ俟タス、故ニ常ニ學術及社会ノ事物ヲ研究シ常識修養ノ資ニ供セサルヘカラス、世間往々稅務官吏ハ没常識ナル為メ苛察誅求ヲ敢テ為スナトノ批難ノ声アリテ、稅務執行上支障尠シトセス、大ニ鑑ミサルヘカラス

## 第四 地租事務ニ付テ

(イ) 無申告異動地ノ整理

A 地押調査 近年土地異動ノ無申告多々アル為ニ地押調査ヲ執行シ效果ヲ挙げ得タリ、故ニ今後ニ於テモ尚  
続行スルコトヲ要ス

B 測量術講習 従来土地測量講習会ヲ各地ニ開キ、町村吏員ヲシテ土地事務ニ慎重ノ注意ヲ要スルノ觀念ヲ  
鼓吹シ、併テ異動地整理ヲ為シムルコトヲ図リタルタメ頗ル效果ヲ収メツ、アリ、尚人員ト経費ノ許ス  
限り続行ノ計画ナリ、署ニ於テモ相当画策ヲ要ス

C 其他町村協議会等ヲ利用シ異動地無申告ノ弊風ヲ一掃スルニ努ムヘシ

(ロ) 町村ノ地租事務整理

町村地租事務ノ整合如何ハ署ノ手数ヲ費ヤス上ニ至大ノ關係アリ、故ニ成ルヘク根本的ニ町村ノ報告其ノ  
他ノ事項ニ付整理改善ノ方法ヲ講究スヘシ

(ハ) 署地租事務ノ改善整理モ亦目下ノ急務タルカ如シ、町村地租事務ヲ指導スルノ地位ニ在ル署ノ帳簿、其ノ他  
ノ事務ニ誤謬アルカ如キハ最モ遺憾ナリト云ハサルヘカラス、宜シク適當ノ吏員ヲシテ其ノ事務ヲ担任セシ  
メ、整理ノ敏速改善ニ努メシメ、又法規ノ解釈等ニ付テモ常ニ署員ヲ誘掖指導シ、執務ノ敏活ヲ図リ慎重ノ  
処理ヲ期セサルヘカラス

第五 所得税、營業稅事務ニ付テ

既往ノ事蹟ニヨリ兩稅資料ヲ比較スルニ、其ノ調査額ニ於テ多額ノ差違アルヲ免レス、是等ハ宜シク兩稅調査ノ連  
絡ヲ取りテ施為シ完全ノ域ニ近キ效果ヲ挙げサルヘカラス、而シテ之カ調査方法ハ細心考慮ヲ用ヒ課稅上支障ナカ  
ラシムルヲ要ス

第六 酒造及織物ニ付テ

織物消費税ノ事務ニ関シテハ、曾テ其ノ取扱方ヲ改正シタルタメ多少定員ノ増加ヲ要スヘキ筈ナルモ、先ニ述ヘタル如キ關係アルヲ以テ或ハ諸君ノ希望ニ副ヒ難キコトアルヘシ、然レトモ酒造税其ノ他ニ於ケル取扱ノ改正並ニ實際ノ情況ニ於テ、尚手数ヲ省クコトヲ得ル余地ナキニアラサルヘシ、是等ノ關係ヲ斟酌シ從來研究ヲ尽サレタル經驗ニ基キ之ヲ運用ヲ適切ニ実施セハ、人員經濟上頗ル好方法ト思料ス、宜シク相当ノ方法ヲ以テ其ノ効果ヲ挙ケムコトヲ望ム

#### 第七 間税官吏ノ制服及礼式ニ付テ

(イ) 本年服制改正後ノ狀況ニ徴スルニ、規定ノ範圍内ニ在リトハ云ヒ乍ラ一署内制服ニ区々ノモノアリ、成ルヘク一定スルコトニ注意ヲ望ム

(ロ) 礼式ニ付テモ亦往々弛廢セル向アリ、一定ノ挙動ニ出ル様相戒メ宜シク端正ヲ期シ、以テ紀律的行動ノ美風ヲ発揚セシムヘシ

#### 第八 税源涵養ト税法執行トノ關係

(イ) 税源涵養ノ觀念 税源ノ涵養ハ法ヲ曲ケサル範圍内ニ於テ課税物件ニ関スル國民ノ利益ヲ助長スルニ在リ、然ルニ往々之ヲ誤解シ課税其他ノ処理ト交錯セシメ、税務執行上支障ヲ來ス聞ヘナキニアラス、是等本末顛倒ノ処置ニ出テサルコトニ付テハ既ニ再三声明シタル処ナリト雖モ、重ネテ一言シ更ニ諸君ノ注意ヲ新ニセムトス

(ロ) 税務ニ於ケル税源涵養ノ地位 税源涵養ノ為メ税務署ノ行動ニ付キ、或ハ地方庁其ノ他勸業的ノ職司ヲ有スル官公署等ノ側ヨリ批難ヲ受クル例ナキニアラス、此ノ如キハ反テ税務執行上支障ナキヲ保セサルニ付、其ノ地位ヲ弁ヘ其ノ本領ヲ超脱スルカ如キ觀ヲ呈セサルニ留意ヲ要ス

(ハ) 各種ノ品評会ニ付テ 輒近各地ニ於テ種々ノ品評会ヲ開催セルハ時世ノ進運ニ伴フ処ナルヘシト雖モ、少規模ノ品評会ハ費用ヲ要スル割合ニ其ノ効果少ナシ、故ニ漸次之ニ代フルニ大品評会ヲ開催スルヲ以テ可トス、常ニ此ノ意ヲ以テ機宜画策スルヲ要ス

#### 第九 納税保証<sup>ニ</sup>ニ付テ

納税保証ニ関スル法律ノ規程ハ決シテ十全ナリト云フ能ハス、故ニ運用其ノ宜シキヲ得サルヘカラス、而シテ其ノ運用ニ付テハ (イ) 成ルヘク確實ナル保証人ヲ立テシムルコト (ロ) 其ノ他適當ナル考按ヲ以テ欠損ヲ未前ニ防止スルニ留意スルヲ要スヘシ

以上ハ所感ノ一端ヲ述ヘタルニ過キス、此他ノ事項ニ付テハ諮問協議ノ両事項ヲ討議スル際ニ於テ尚陳述スル所アルヘシ

(平 18 福岡 177)

96 大正2年2月 稅務署庁舎借入等に付主稅局長通牒

稅務署長殿

名古屋稅務監督局長〔2・2・24名古屋稅務監督局印〕

親經第一二号

稅務署庁舎借入又ハ借料増加契約ニ関シ大藏省主稅局長ヨリ別紙ノ通牒有之候条、御了知可有之

右及移牒候也

主秘第一四号

稅務署庁舎ニシテ民屋借入ニ係ルモノ、中、執務上ノ不便尠ナカラザルモノアルハ、当省ニ於テモ夙ニ了知セル所ニシテ、此等ノ個所ハ漸次新宮ノ方針ヲ取り来リ候得共、予算十分ナラザルカ為メ目的達成ノ遅々タルハ甚々遺憾トスル所ニ有之、然ルニ近来地方ノ有志ヲ勧誘シ庁舎ヲ新築セシメテ借入ル、モノ益多ク、為ニ庁舎借料ハ年々増加シ、本年一月一日現在借料ノ契約額ハ予算ニ超過スルコト約七千円ニ達スルニ至リ候、而シテ右超過借料ハ毎年普通庁費ヨリ流用支弁致シ居リ候得共、他日行政整理ノ決行セラル、曉ニ於テハ庁費予算減額セラレ、愈々庁舎借料ノ經理ニ大ナル困難ヲ来スベク思料セラレ候条、将来借入庁舎ニ大修繕ヲ加ヘシメテ借料ヲ増加シ、又ハ庁舎ヲ新築セシメ借料ヲ増加スルガ如キコトハ可成之ヲ見合セ、以テ借料ノ増額ヲ避ケラレ候様致度、又制限外借料増加ノ認可申請ニ対シテモ容易ニ詮議不相成候ニ付、万一止ヲ得ス其認可ヲ請フノ必要相生シ候場合ハ、新築若クハ修繕着手以前ニ於テ其ノ手續ヲ為シ、不認可ノ為メ人民ニ対シ迷惑ヲ及ホスガ如キコト無之様御留意相成度  
右及通牒候也

大正二年二月二十一日

大蔵省主税局長 菅原通敬

名古屋稅務監督局長 多胡敬三郎殿

(昭54 名古屋 18)

97 大正2年3月 自用目的の酒類密造者の宥恕処分

内訓第四号

稅務署

自用目的ノ酒類密造者ニ対スル宥恕処分ハ左記各号ニ依リ取扱フヘシ

大正二年三月六日

秋田稅務監督局長 岡村正市 印

- 一 一家一ケ年ノ收入金高凡ソ百円以下ノモノ、又ハ之ニ類スルモノハ赤貧者ト看做シ、之ヲ宥恕スルコト、但シ受託製造ノ疑ナキモノニ限ル
- 二 製造酒類（酒母醪トモ）石數三升以下ノモノハ、特ニ情状ノ重キモノヲ除クノ外ハ之ヲ宥恕スルコト
- 三 前二項ノ外特殊ノ事由ニ依リ宥恕処分ヲ為サントスルトキハ稟申スルコト
- 四 宥恕処分ハ其方面主幹ト協議ノ上之ヲ決定スルコト
- 五 宥恕ノ申渡ハ署長、方面主幹、補佐員又ハ課長之ヲ為スコト
- 六 宥恕ノ申渡ハ本人ヲ稅務署又ハ市町村役場ニ出頭セシメ懇篤之ヲ説諭シ、再ヒ如斯不正行為ヲ為サルコトヲ誓ハシメ、酒類ハ飲料ニ供スルコト能ハサル様、本人ヲシテ相当処置ヲ為サシムルコト、但シ稅務署又ハ町村役場ヲ距ルコト遠隔ノモノナルトキハ、便宜区長又ハ地方有力者ノ宅ニ招キ本文ノ手續ヲ為スコト
- 七 宥恕処分ニ關スル書類ハ別綴ト為シ之ヲ保存スルコト
- 八 宥恕処分ヲ為シタルモノハ左記台帳ニ之ヲ登載シ、其ノ事實經過等ヲ明カニスルコト

〔宥恕処分台帳様式は省略〕

(平 12 仙台 808)

98 大正2年5月 遠賀税務署移転に関する件

機秘第三七七号

大正二年五月三十一日

熊本税務監督局印

遠賀税務署長殿

税務署移転ノ発令アリタルトキハ、帳簿、書類、器具等ノ運搬及之レカ藏置ニ要スル借家料等、其他必要経費ハ予算ノ配付ヲ待タス便宜使用差支ナキニ付、精々節約ヲ加ヘ精算金額ヲ以テ請求セラルヘシ

機秘第三一四号

大正二年五月廿三日

熊本税務監督局印

遠賀税務署長殿

其署庁舎ハ此度官制改正ノ際ニハ折尾村ニ移転執行ノ筈ニ付、客年内示シタル通庁舎借入其他、総テ遺漏ナキ様準備シ置カルヘシ

機會第二四号

大正二年六月四日

熊本稅務監督局印

遠賀稅務署長殿

別紙契約書用紙三通送付スルニ付、其署庁舎移転ノ義發令ノ上ハ庁舎借受契約締結方取計ハルヘク、尤モ今回ノ移転先庁舎ニ付テハ曾テ当該村長及地方有志者ノ中出モ有之、庁舎設置上便宜ヲ与フヘキコトニ相成居リ候ニ付キ、借家料ノ如キハ低廉ナルヘキコト、信スルモ、目下經費節約ノ場合ニモ有之、又賃借料ニ付テハ客年六月往第七二七五号大藏大臣達第三条ノ制限モ有之ニ付、右ノ事情ニ鑑ミ出来得ル限り低廉ニ借入ラル、様留意シ交渉セラルヘク、其結果及庁舎修繕ニ関スル模様等併セテ申報セラルヘシ

機會第三一号

大正二年六月七日

熊本稅務監督局印

遠賀稅務署長殿

其ノ署器具類ニシテ不用ニ属シ、又ハ使用ニ堪ヘサルモノハ、此ノ際至急売却若ハ棄却処分ヲ為シ、無用ノ運搬費ヲ要セサル様注意セラルヘシ  
右念ノ為通達ス

機會第二四号

大正二年六月七日

遠賀稅務署長殿

熊本稅務監督局印

本月六日機席第一二号稟申移轉先庁舎月額式拾五円ニテ借受ノ件ハ差支ナシ、新築ノ場合ニ於ケル借家料ノ件ハ追テ指示相成ルコトニ了知セラルベシ

機會第二八号

大正二年六月七日

遠賀稅務署長殿

熊本稅務監督局印

稅務署官制改正發令ノ場合ニ処シ遺憾ナキ様其ノ準備方响ニ及通達候処、電話加入ノ取消及電話機取払ノ請求、電灯使用ノ廢止及庁舎賃借解約ノ申込ハ、不日發表セラルベキ改正官制実施当日ヲ以テ夫々相当処理シ、諸事遺憾ナキヲ期セラルヘク、尚ホ庁舎ハ貸主ヘ建物ノ引渡ヲ了シ、其ノ月口申報セラルヘシ

稅務署移轉ニ関スル件

聞ク所ニ依レバ、折尾ヨリ若松ヘ移轉ノ当時已ニ請願スル所アリシモ、移轉決行後ニ屬シ其儘トナリタルニ、西園寺

内閣ノ組織セラル、ニ当リ、本郡ハ政友会ノ多数ナルニ加フルニ、同会中有力者ノ一人トシテ名アル代議士野田卯太郎氏、本郡有力者郡会議長佐藤実氏（先月死亡）等相謀リ、各町村長ヨリ稅務署移転ノ件ニ付更ニ出願スルコトナリ、若松町長ヲ除ク各町村長連署シテ願書ヲ呈出シ、其理由トスル所ハ別紙願書ノ記載ニ外ナラズ、尚ホ郡会ニ於テモ満場一致ニテ移転ノコトヲ決議シ、之ヲ其筋ニ提出シタルノミナラズ、郡會議長ハ之カ爲メ上京シ代議士野田卯太郎ト共ニ大蔵省ニ出頭シ、菅原主稅局長ニ面会シタル結果、西園寺内閣ニ於テ企画セル行政整理發表ト共ニ、稅務署移転ヲ發表スベキ口約アリシモノ、如ク、主稅局長ヨリハ熊本監督局長ニ内示セラレタルヤニテ、局長モ態ト出張、小官ニ其旨ヲ内諭セラレ、同時ニ庁舎ノ用意ヲ爲スべく共ニ折尾村ヘ到リ、旧折尾稅務署タリシ庁舎ニ適當ノ修理ヲ加ヘ、移転後ノ稅務署ニ充當スヘク内約ヲ遂ゲタリ、然ルニ増師問題ノ爲メ行政整理ノ發表遷延セルノミナラズ、遂ニ内閣更迭トナリ、桂内閣組織セラレ、稅務署移転ノ件モ急速發表ノ見込ナキカ如クナリシモ、山本内閣更ニ組織セラレ政友会ノ幹部入閣セルヲ以テ、山本内閣ノ行政整理發表ト同時ニ、茲ニ折尾村ヘ移転ノ件發表セラレタル経歴ニ有之候

一 移転決行ノ概ニハ

(イ) 庁舎新築提供ノ件

(ロ) 署長以下、署員ノ家屋提供ノ件

(ハ) 住居其他ニ関シテハ十分ノ便宜ヲ与フル件

以上ハ、佐藤実（郡會議長）上京、主稅局長ニ面会ノ際ニ言明セルノミナラス、願書提出ノ際各町村長ヨリノ委員トシテ熊本ヘ出頭セルモノ、及ヒ若松ニ来リ小官ニ面会セシ者（折尾、底井野、黒崎、恒岡<sup>四</sup>町村長）カ同シク言明セシ所ニ有之候條、将来ニ於テハ其御含ヲ以テ御交渉可然歟ト存候

六月廿日

中島司税官印

寺井司税官殿

嚮ニ請願致候遠賀税務署移転之件ハ、御採用相成候ハ、庁舎之建築及一時仮庁舎之修繕等、御移転ニ毫モ差支無之候様、万事御便宜ヲ図リ可申候間、速ニ御移転相成候様御取計被成下度、此段上申候也

大正元年十一月廿五日

遠賀郡岡垣村長 長畑佐一郎印

遠賀郡底井野村長 岡部種美印

遠賀郡折尾村長 末松由承印

遠賀税務署長 中島仁之助殿

「 税務署移転ニ関スル請願書 」

税務署移転ノ義ニ付請願書

卑職等一同、頓首再拝シテ書ヲ 税務監督局長閣下ニ呈シ、敢テ郡下公共ニ関スル件ニ付請願仕候  
抑福岡県遠賀郡折尾村大字折尾ハ郡ノ中央地ニシテ、九州鉄道ノ本線ト筑豊支線ノ交差点タリ、国道ハ東門司ヲ起点トシテ此地ヲ経、郡ノ中央ヲ西方ニ通シ、遠賀川ノ支流ハ南北ニ貫通シテ洞海湾頭ニ注キ、水陸共ニ四通八達交通至便ノ地ニシテ、昔日ノ寒村モ漸時殷賑ノ市街地ト化シツ、アル現状ニ候、是ヲ以テ明治三十一年芦屋町ヨリ遠賀郡役所ノ移転以來、東筑中学校、警察署、小林区、小倉区裁判所折尾出張所、郵便局、郡立農学校等移転或ハ新設セラレ

候

稅務署ハ元菅屋町ニ在リシヲ、明治三十五年卑職等ノ請求ニヨリ又此地ニ移轉セラレタルヲ以テ、郡下各町村ハ同署官吏ノ住宅トシテ多額ノ經費ヲ抛出シ數棟ノ家屋ヲ新築シ、以テ其用ニ供シ居タル次第ニ候、斯ノ如ク主要ナル官衙公所學校等皆集中致候タメ、郡下ノ公吏及ヒ人民ハ交通ノ便ヲ利用シ一度此地ニ投足センカ、甲官衙ト乙官衙トヲ通シ一日間ニ要務ヲ所弁シ来リ候処、明治四十二年大藏省告示第一五三號ヲ以テ、折尾稅務署ヲ遠賀稅務署ト改稱セラレ、同時ニ之ヲ若松町ニ移轉サレタル以來、從來享有シ来リ候利便ハ剝奪セラレ、若松町ヲ除クノ外郡民全体ノ損失ヲ招クニ立至リ候、其実例ノ顯著ナルハ各町村役場ノ執行スヘキ國稅金及土地ニ屬スル事務ノ如キ不便甚タシク、其結果不知不識ノ間成績不良ニ陥リ候、人民ノ如キ多クハ土地台帳謄本請求スルモ、稅務署カ官公衙連絡上不便ナル為メ、時間ト費用トニ於テ不測ノ損失ヲ蒙リ、其他ノ不便ハ想像ノ外ニ有之候

門司黒崎間ヲ營業シツ、アル九州軌道株式會社ニシテ、出願中ノ延長ヲ許可セラレ黒崎折尾間、折尾菅屋間ノ營業ヲ開始スルニ至ラハ、交通ノ便一層完備スルモ独リ稅務署カ一隅ニ編立スルトキハ、充分ニ是等ノ利器ヲ利用シ能ハス候、是ヲ以テ關係人民ハ挙テ遠賀稅務署ヲ更ニ若松町ヨリ折尾ニ移轉サレンコトヲ請願スル次第ニ候

閣下幸ニ郡下ノ状態ニ賢察ヲ垂レ、多數郡民ノ利便ヲ図ラレンコトヲ

明治四十年 月 日

八幡町長 池田常三郎

黒崎町長 城戸平四郎

上津役村助役 加来利八郎

熊本稅務監督局長 蓮見義隆殿

香月村長 久野 三

長津村長 高野梅吉

折尾村長 末松由承

島鄉村長 野口隆三

芦屋町長 藤井正倫

島門村長 松井実太郎

底井野村長 岡部種実

岡垣村長 長畑佐一郎

浅木村長 有吉咲一

戸畑町長 大神輔義

水巻村長 豊沢利平

(昭59 福岡 2)

99 大正2年6月 局長會議における大蔵大臣演説

高橋「是清」 大蔵大臣の演説

政府は曩に帝國議會に所得稅及營業稅の改正法案を提出したり、營業稅法は会期切迫の爲議決を見るに至らざりしも、

所得税法は幸に其の協賛を得て既に發布せられたり、而して所得税法改正の趣旨は負担の軽減を図り、且其の衡平を保たしめんとするに在り、殊に少額所得者の負担を軽減するを以て、其の方針と為したるを以て、改正税法施行の結果は国民経済の上に良好なる影響を与ふるものあるべしと信ず、唯夫れ国民の負担を和け賦課に厚薄の偏なからしめ、以て税法改正の目的を達するは、一に實際の施行其の宜しきを得るや否に在るを以て、諸君は能く税法改正の趣旨を体し、部下を督励して之か適正なる施行を期せられん事を望む

社会の進歩に従ひ其の組織愈々複雑となり、税務の執行益々困難ならんとす、而して此の際行政整理の決行に伴ひ税務官制亦改正せられ、人員並経費に多大の削減を加へられたり、事固より国家大計上の打算に基くものにして實に已むを得ざるに出づ、然れども事務成績の挙否は必ずしも人員の多寡又は経費の豊約に因るに非ず、偏に吏僚の能否又は經理の適否に存するものなるが故に、才を挙げ能に任し吏僚をして其の職を尽さしめ、冗を省き用を節し經理其の宜しきを得せしむることを期せられんことを望む

税務監督局廃合の結果、其の管轄区域頗る拡大せられたるのみならず、幹部の高等官著しく其の数を減じ、局に当る者の職責一層の重きを加ふるに至りたるを以て、一層精励其の職務に任すべきは勿論、税務監督の方針、其の他事務執行の方法に付ては、時局に鑑みて適切なる計画を講じ、委任の事項に対しては責むるに成績の挙止を以てし、監督其の度に過ぎて干渉掣肘の弊に陥るが如きことなからんことを要す、又税務署は人民に接触して其職務を執行するものにして、其の廃合は直に人民の便否に關するを以て、大に斟酌する所ありたりと雖も、亦若干の減少を來せるを以て、右の結果人民の利便を失はしむるが如きことなきを期すべし

頃日内閣総理大臣より各省大臣に対し発せられたる訓令は、既に之を諸君に伝告したり、惟ふに訓令の趣旨は一般官吏の須臾も遵守服膺を怠るべからざるものなりと雖も、税務行政に従事する官吏に於て特に其の緊切なるを認めずん

ばあらず、從來屢次稅務執行の方針及官吏服務心得に付て訓示する所ありたるは、畢竟此の趣旨に外ならず、就中財産の強徴犯則の処分等に執筆する稅務官吏は、厳正以て自ら守り寛宏以て人に接し、情を竭し理を尽して能く人心を服せしめ、公正廉潔の美德を發揮して上下の信頼倚重する所たらしむるを期すること、最必要なりとす

昨年度に於ける租稅收入の狀況は、國民負担力の増進を認むと雖、苟も稅務執行の要義は民意を傷けず産業を妨げず、而して克く賦課の公平を保ち徵稅の目的を達するに在ることを忘るべからざるなり

又租稅の收入年々増加するに拘らず、其の徵收成績漸次良好なるは國民の納稅慣習改善の致す所にして、偏に稅務當局の周到なる用意と熱誠なる督勵とに因らずんばあらず、本大臣は稅務當局の勞を謝するものなり

終に臨み尚一言せんとす、稅務の執行に付徒に旧慣を墨守せず、常に改良の念を以て深く考慮し、繁を去り簡に就くことを期せざるべからず、行政整理の目的は要するに行政機關の機能を新にして事務の進捗を図るに在るを以て、宜く部下を督し刷新の時運に応じ、完全に其の効果を収むることを期せられんことを望む（稅務監督局長會議に於ける演説）

（平26 東京 136 - 2）

100 大正2年12月 稅務執行方針に付局長訓示

訓示第一号

係 部

時勢ノ進運ニ伴ヒ稅務ノ執行ハ弥々繁劇ノ度ヲ加ヘ事務益々複雑ノ域ニ進ミ、従前処理ノ方法ヲ以テシテ遂ニ時運ニ  
 応シ能ハサルニ至リ、自ラ職員ノ励精ヲ促シ勢ヒ処理ノ簡捷ヲ図リ、尚且當々トシテ曷ニ繼クハ現下ノ狀況ナリ、斯  
 ノ如クニシテ事務ノ振挙ヲ図リ時勢ノ要求ニ応シ、以テ稅務行政ハ漸次見ルヘキノ成績アラムトス、此時ニ方リ政府  
 ハ行政整理ヲ遂行シ經費ヲ削リ吏員ヲ減シ、以テ財政上ニ一大節約ヲ加ヘラル、為ニ稅務執行上影響スル処洵ニ尠少  
 ナラサル也、然トモ之レ皆國運振張ノ階梯トシテ、已ムヲ得サルニ出タルモノニシテ、之カ為大臣閣下ハ稅務ノ時局  
 ニ對シ曩ニ適切ナル訓示ヲ与ヘラレ、其要領ハ曩日既ニ指示セシ所、而シテ事務ノ内外其匆忙ナルノ今日、此整理ノ  
 後ヲ承ケ進テ改善ノ実ヲ挙ケムトセハ、職員一般其心ヲ以テ心トシ誠實以テ訓示ノ趣旨ニ副ハサルヘカラス

惟フニ事務ノ挙否ハ官吏ノ能不能ニ在テ必シモ人員ノ多寡ニアラス、經費ノ節約亦必シモ実務ノ張否ニ比準セス、定  
 員多ケレハ反テ煩擾ヲ招キ弊賣之ヨリ生シ易シ、經費ノ節省亦必ニ平素ニ於テ努ムヘキ所、斯ノ如キハ外形上ニ於ケ  
 ル一影響ニ過キスシテ、内部和衷シテ其職ヲ樂ミ其責ヲ重ムシ、各其能ヲ尽スニ於テ事務ノ伸張ヲ見ルノ優レルニ加  
 カス、今ノ時ニ於テ尚フ所ノモノハ經費人員ノ如何ニアラスシテ實ニ此点ニ存セリ、簡捷以テ事務ニ當リ懇篤以テ人  
 民ニ接スル等、凡ソ稅務ノ執行ニ関シ各員ノ応ニ服膺スヘキ要項、亦實ニ内部ノ和協如何ニ由ルモノ多シ、此等ニ對  
 シテハ從來屢々訓示セシ所ナリト雖、時ニ及ヒテ各員ニ之レカ要望ヲ為ス所以ノモノハ、制度ノ更革ニ鑑ミ現下ノ状  
 態ニ徴シ實ニ其剴切ナルヲ感スレハナリ

稅務執行ノ方針ニ付テハ官制改正ニ依リ何等変改スル所ナク、徵稅ノ目的ヲ全ウシテ國費ノ充實ヲ誤ラサルハ稅務行  
 政ノ一大要綱ニシテ、適實ニ賦課ノ衡平ヲ期シ円満ニ徵收ノ成績ヲ收ムルハ稅政ノ極致ナリ、稅務当局者ハ之ノ目的  
 ノ為ニ思フ潜メ策ヲ稽ヘ以テ其可ナルニ力ムト雖、未タ全カラサルモノアリ、尚往々ニシテ苛察誅求ノ声アルハ稅務

執行上ノ欠点ニシテ、直接執行ノ任ニアルモノハ深ク之ニ鑑ミ改善振作ニ向テ一段ノ努力ヲ吝マズ、稅務ノ現狀ニ對シ一生面ヲ描クト共ニ、所期ノ目的ヲ遂行スルニ於テ益々奮起セサルヘカラスハ實ニ時運ノ要求ニシテ、又稅務當局者カ当然務ムヘキノ責任ニ屬ス、而シテ斯ノ如ク秕政ヲ以テ呼フモノ、必シモ負擔ノ過重ニ因ルニアラスシテ、寧ロ賦課ノ衡平ヲ得サルヨリ生スルヲ常トスルヲ以テ、平素宜シク各人ノ營業及所得ノ狀態ニ注意シ、材料ノ蒐集ニ努メ調査ノ精確ヲ期スヘシ、貴賤ニ依テ寬嚴ノ差ヲ生セシメ、都鄙ニ依リテ輕重ノ別ヲ來サシムルカ如キハ、固ヨリ賦課ノ衡平ヲ期スル所以ニアラサルヲ以テ、常ニ此点ニ考ヘ、又課稅標準ノ調査ニ付テハ其小ナル者ニ對スル注意ハ之ヲ割イテ大ナル者ニ注キ、村落ニ在テハ課稅ノ不權衡ヲ矯正スルニ止メ、主トシテ市街地ノ調査ニ意ヲ用フル等、能ク課稅物件ノ余裕逸漏ニ向テ力ヲ傾注スヘシ、斯ノ如クニシテ始メテ負擔ノ衡平ヲ得ルニ庶幾カラムカ

各人ヲシテ完全ニ納稅義務ヲ尽サシムルニ於テ、最モ肝要トスヘキハ賦課ノ基礎ヲシテ明確ナラシムルニアリ、其事實ノ根拠ヲ精査セシテ漫ニ稅額ヲ予斷シ、既ニ根基ヲ欠如セシニ拘ハラズ、尚前年額ヲ配擬スルカ如キハ最モ不当ニシテ、又最モ慎マサルヘカラス、假令多數納稅者ニ對シ悉ク精確ノ調査ヲ遂ケ能ハストスルモ、賦課ノ根拠ハ必之ヲ明瞭ニシ、内容ノ質問ニ對シテ精シク答弁ヲ与フルノ用意ヲ遂ケ、納稅者ヲシテ安ムシテ其義務ヲ尽サシムルコトヲ要ス、若シ基礎ノ薄弱ナルカ為遂ニ決定ノ取消ヲ為シ、又ハ算定ノ更正ヲ為スノ止ムヲ得サルニ至ルカ如キハ、會々調査ノ妄漫杜撰ナルコトヲ表白スルノミニアラスシテ、稅務ノ威信ヲ失墜スルコト甚シク、秕政ノ声ニ對シテ一言辭スヘキノ途ナカラムトス、量ニ努メムヨリハ質ニ努メ、外形ニ修メムヨリハ寧ロ内容ニ尽シ、以テ漸次調査ノ精確ヲ期スヘシ

納稅者ヲシテ完全ニ義務ヲ尽サシムルニ於テ既ニ其道ヲ尽シ、檢束ニ過キス苛察ニ涉ラス、理義ハ之ヲ論シ情意ハ之ヲ尽サシメ、誠實ニシテ以テ懇篤ナラハ、其感孚スル所果シテ何ノ屬力之ニ動カサレサルモノアラムヤ、是ニ於テカ

稅務行政ハ始メテ執行ノ円滑ナルヲ得ヘシ、而モ尚正当ノ義務ヲ怠リ若ハ不正ノ遁脱ヲ謀ルモノアラハ、制裁ニ從テ毫モ假借スルヲ要セス、然トモ平素懇篤ノ注意ヲ怠リ為ニ犯則滯納ノ誘因トナルカ如キコトアルヘカラス、日常ノ取締ハ之ヲ嚴ニシテ事弊ハ常ニ之ヲ未萌ニ防キ、稅務執行上ノ累ヲ前途ニ根絶セシムヘシ、而シテ其直稅ト間稅トニ論ナク、順良ナル營業者ニ對シテハ寧ロ便宜ヲ与ヘ、取締上亦宜シク寬嚴斟酌ヲ可トスヘク、若シ之ニ對シ尚不正者ニ對スル態度ヲ以テ臨ムトキハ、徒ラニ繁細ニ終ルニ過キス、此間ノ機宜ニ付テハ寬苛輕重十分ノ慎慮ヲ要ス

一般納稅者ノ負擔ハ漸次累加シテ今ヤ從前ニ比スヘカラスト雖、國運ノ發展ニ伴ヒ著シク其負擔力ヲ増進セシモ亦事實ナリ、近次租稅徵收ノ成績良好ノ經過ヲ示スハ一ニ其實力ノ増加ニ因ルト雖、又實ニ職員ノ周到ナル注意ト熱心ナル督勵トニ待ツモノ多シ、然トモ各人ニ對シ公德ヲ重シシ理義ヲ覺リ、進テ納稅ノ義務ヲ尽スカ如キ美德ハ、今容易ニ望ムヘカラスト雖、稅務執行ノ方法如何ニ依テ必シモ期スヘカラサル事ニアラサルヲ以テ、須ラク此ニ留意シ、誠實之ヲ導キ懇篤之ニ接シ漸次納稅ノ美風ヲ馴致スルコトニ努ムヘシ

稅務執行上既ニ其ノ尽スヘキヲ尽サハ以テ見ルヘキノ成績アルヤ、蓋シ疑ヲ容レス、然トモ限アル精力ヲ以テ其ノ限ナキ事務ニ応セムトスルハ到底望ミテ得ヘキニアラス、勢ヒ事務ノ計畫執務ノ方法ニ改善ヲ加ヘ、量ヲ減シ簡ヲ尚ヒ以テ其失ヲ補ハサルヘカラス、所謂繁文省略事務簡捷ナルモノ茲ニ至テ益々其切要ヲ感ス、斯ノ如キハ從來夙ニ実行ニ努メタル所、今ヤ其余地ナキカ如クナルモ、日常百出ノ事務ニ向テ仔細ニ考究セハ、尚改善ヲ許スノ範圍決シテ尠少ナラサルヘシ、納稅ニ関スル願届書ノ如キ勉メテ口頭ヲ許可シ、妨ナキ限度ニ於テ即時処分ノ道ヲ擴ケ、簡ニシテ要ヲ尽スノ方法ヲ講スルハ誠ニ当面ノ急務ニシテ、畢竟行政整理ノ目的ハ實ニ此点ニ存セリ、職員能ク此ノ旨ヲ体スヘシ

稅務官吏一般ノ服務ニ付テハ漸次其美点ヲ認メラル、ニ至リシト雖、未タ決シテ安ムスヘキ秋ニアラス、一意誠實ナ

ルヘキハ稅務官吏ノ素質トシテ之ヲ領スルニ至ラシメサルヘカラス、誠実ノ流露スル所之ヲ内ニシテハ治績ノ基ヲ拓キ、之ヲ外ニシテハ百弊ノ端ヲ絶チ、公ニ奉シテ忠順勤勉ノ吏トナリ、私ニ持シテ孝悌信義ノ人トナル、独リ一身ノ幸福ノミニアラスシテ実ニ万人ノ儀表タルヘシ、稅務官吏ノ服務モ茲ニ至テ始メテ全キヲ得、官紀ハ期セスシテ森嚴トナリ、威信ハ求メスシテ發揚セラル、凡ソ事ニ当リ其誠実ナルヘキヲ要望スルハ、社会凡百ノ事業ニ於テ尚且然リ、特ニ稅務ニ在テハ其改善振作ヲ図ルニ於テ、此等誠実ニ懇フルヲ以テ根本要義トナシ、職員ニ囑望スルコト亦久シ、今ヤ時勢ノ風潮ニ鑑ミ稅務ノ執行ニ稽ヘ茲ニ重テ之ヲ反覆ス、職ニ稅務ニ在ルモノハ宜シク此旨ヲ体シ、誠心誠意公ニ在テハ職務ニ尽シ、私ニ在テハ一身ヲ修メ、以テ精神的服務ノ実アルヘシ

稅務官吏ハ其節ヲ守持スルニ於テ亦勤儉質実ナラサルヘカラス、仮令廉恥ノ外ニ出テストスルモ、或ハ輕佻ニ流レ若ハ浮華ニ陥ルカ如キコトアルヘカラス、若シ苟モ之等ノ流風ニ染ママカ、臆テ忠実ヲ欠クノ素トナリ遂ニ一身ノ安危ニ繫ルモノアラムトス、職ニ忠実ナラムトセハ行亦其分ヲ守リ勤儉已ニ克チ、質素身ヲ正ウシ一意以テ公ニ奉セサルヘカラス、其平素ニ於テ正ニ然ルヘキ所以ノモノハ、啻ニ職務ヲ奉スルヲ以テノ故ノミニアラス、禍福糾纏ノ如ク災厄時ヲ定メサルヲ想ヘハ、常ニ之カ備ヘヲ為シ一絲半錢徒ラニ糜セス、入ルヲ量リ出ツルヲ制シ、給与ノ幾分ヲ割キテ併テ蓄積シ、以テ不時ノ用ニ充テ、其患ナカラシムルカ如キハ、一定ノ俸給ニ衣食スルモノ、応ニ尽スヘキノ務ニ属ス、特ニ官吏ハ外形亦体面ヲ保チ品位ヲ持スルニ於テ体裁ヲ整フルノ必要アル、決シテ他ノ產業ニ従事スルモノ、比ニアラス、之ニ応シ之ヲ済スルハ平素ノ注意ニ須タサルヘカラス、九層ノ台モ累土ヨリ起チ千里ノ行モ一步ヨリ始マル、実践シテ怠ラサレハ仰事俯育ノ資ニ欠カサルノミナラス、廉讓自ラ生シテ榮辱次第ニ明ニ以テ誠実事ニ任スルヲ得ヘシ、若シ未タ此等ニ向テ其計画ナキトキハ、速ニ実行ノ端ヲ啓キ以テ終始渝ラサラムコトヲ望ム

今ヤ官制改正ニ依リ本局監督ノ区域ハ拡大シ、従前經過ノ蹟ニ倣ヒテ局務ノ実行到底之ヲ期スヘカラス、之レカ為茲

ニ執務及服務ノ要綱ヲ掲ケテ切ニ之レカ実践ヲ要ム、職ニ稅務ニアルモノ宜シク如上ノ趣旨ヲ体シ、同心ニ體誠實職  
務ニ從ヒテ刷新ノ時運ニ応スルコトヲ努ムルト共ニ、直接指揮監督ノ任ニアルモノハ一層其職責ノ重キヲ加ヘシニ  
鑑ミ、細心留意紀律ノ維持ニカメ、這般ノ要望ヲシテ歴然其績ヲ數ヘシメ、以テ稅務特有ノ美德ヲシテ更ニ一段ノ光  
彩ヲ添ヘシムヘシ

大正二年十二月一日

大阪稅務監督局長 菅野盛次郎

(平12 大阪 148)

101 大正3年5月 所得稅法改正に関する影響等答申

大正三年五月十五日

署長<sup>㊦</sup>

秘第九号

年月日

〔大磯稅務〕署長

局長宛

大正三年第三種所得稅標準率協議會ニ於テ御諮問相成タル事項、別紙ノ通答申候也

答申書

一 行政整理ノ稅務行政ニ及ホシタル影響並稅務ノ執行ニ革新ヲ加ヘタル事項

行政整理ノ決行ハ一般驕奢ノ時ニ際シ吏僚ノ心裏ヲ寒カラシメタルト共ニ、一面ニ於テ深く心氣ヲ刷新シタルモノト

認め、殊ニ我稅務官吏ニ在リテハ一層自覺ノ念ヲ強メシメタルコト、更ニ疑ノ余地ナキ所トス、當稅務署ニ在リテハ整理ノ結果定員ノ減少ヲ見サリシト雖、屢欠員ヲ生シ事務ノ分量日ニ増加スルノ時ニ當リ、經費著シク減少セラレ執務困難ヲ感シタルニ拘ハラズ、從來ノ成績ヲ維持シタルノミナラス、寧ロ優越ノ成績ヲ得タルノ感アルハ、畢竟本局ノ施設指導宜シキニ因ルト雖、一方ニ於テハ部下能ク整理ノ趣旨ヲ体シ、自覺決心ヲ以テ職務ニ誠忠ナリシニ由ラスムハアラス、又外部一般ノ伝評ヲ玩味スルトキハ我稅務官署ノ信賴ノ程度從前ニ優レルカ如ク、之ヲ要スルニ内外共ニ良好ノ結果ヲ得タルモノト信ス

稅務執行ノ革新ニ関シテハ上局ノ待期ニ副フ能ハス、從テ茲ニ特筆大書スヘキ事項ナク、或ハ眩職ノ責ヲ免レスト雖トモ、聊カ革新シタリト認めヘキ事項ヲ述ヘテ答申ヲ為サムトス

從來稅務行政上ニ関シ民間ニ於ケル各種批難ノ声ヲ研究スルトキハ、時ニ肯緊ヲ得サル処置ニ溯源スルモノアルヘシトスルモ、之ヲ窮極スルトキハ其ノ由ル所薄弱ニシテ、一部民間ニ於テ遠ク收稅部時代ノ歴史的感情ノ蟬脱セサルモノアリ、稅務官署ハ故ナク誅求スルモノナリト臆断スルモノアルト、一ハ各種稅法ノ精神ヲ解セサルニ職由スルモノニシテ、偶々誅求ノ声ヲ發スルモノアレハ狡輩直チニ雷動シ、一犬虚ヲ吠エテ万犬実ヲ伝ヘ、徒ラニ上局ヲ煩ハスノ事体多キニ鑑ミ、此ノ弊ヲ打破シ稅務執行ノ円満ヲ期スルハ地方自治体ヲ誘掖スルノ逕路ナルヲ認め、從來數度ノ御訓示ヲ体シ勉メテ町村ニ接觸シ、町村長ノ会同又ハ町村稅務吏員ノ事務打合会ヲ利用シ、稅務官署ノ置位態度及稅務官吏ノ職責ヲ詳知セシメ、併セテ稅法ノ精神ヲ闡明スルコトヲ勉メ、兼テ納稅者ノ國民的本分ヲ自覺セシムルコトノ協力ヲ求メ、又最近各地方青年会其他各種公共の集会ニ參列シ租稅ニ関スル知識啓發ヲ謀リ、從來ノ誤解ヲ一掃セムコトヲ実行セリ

又間稅營業者中酒造業者ハ重大ナル稅源ノ供給者タルヲ以テ、其犯則脫稅ヲ嚴重ニ取締ルヘキコトハ茲ニ述フルノ必

要ヲ認めサルモ、是等業者ニ対シテハ徒ラニ牽束ヲ加フル急ニシテ、事業ノ發展ヲ奨励スル方法講セラレサリシニ、最近数年間本局ノ御指導ニ依リ管内酒造業者カ一般醸造上ニ注意ヲ傾ケタルニ乗シ、大正二年度ヨリ各酒造場ニ服覆ヲ設備セシメ、一方検査官吏ニ命スルニ醸造場内ニ在リテハ設備ノ服覆ヲ著セシメ、喫烟ヲ禁シ驗温器及赤手ヲ必ス洗滌セシメ細菌的智識ノ啓発ヲ謀リ、一方理化学的検査監督ノ方針ヲ授ケ、酒質保護ノ目的ヲ以テ釀若搾ヲ奨励シ、傍ラ原料米及麴ノ品評会ヲ開ク等、専ラ斯ノ業ノ發展ヲ謀ルト共ニ著々税源ノ涵養ヲ待期セリ

## 二 所得税法改正ノ影響

### イ 納税者ノ負担ニ及ホシタル影響

当署管内ニ於テ第一種所得税額ハ敢テ少額ナラサルモ、茲ニ専ラ第三種ニ就テ答申ヲ為サムトス  
納税者ノ負担ニ及ホシタル影響ハ第一表ニ示セル如ク、三百円以上四百円未満ノ者人員六九九、所得金額実二一八三、七八五円、旧率ニ依ル税額三、六七五円ハ税法改正ニ依リ課税外ニ逸シ、四百円以上ノ者ニシテ俸給年額十分ノ一控除ニ依リ課税外ニ逸シタルモノ、人員六、所得金額二、五一七円、旧率税額五〇・三四〇厘ニシテ、旧法時代ニ於ケル人員ニ対シ三割二歩八厘、即チ約三分ノ一ハ所得納税ノ義務ヲ脱シ、是等小所得者ハ所謂休養ノ特典ニ浴シタリ、然レトモ現在資格者ニシテ改正法ニ依リ減税セラレタル結果ハ、第二表中減税歩合ノ示スカ如ク、当署管内ニ於ケル反響ハ二千円以下、三千円以下及七千円以下ノ課税区分ニ大ニシテ、千円以下ノ階級ニ対シ最モ少ク、五千円以下之ニ次キ、各階級ヲ通シテ均等的ニ減税ノ恩典ヲ得サリシハ改正税率ノ然ラシムル所ナルモ、各階級ニ於ケル所得金額千円当平均負担税額ヲ觀察スルトキハ、第三表百分比ノ示スカ如ク大所得ニ進ムニ從ヒ負担程度ハ遞次増加シ、井然タル状態ヲ呈シ、千円以下ノ所得者ハ一万円ノ所得ヲ生スルニ至リ、同額所得ニ対シ当初二倍ノ負担ヲ負フニ至ルヘク、詳言スレハ所得千円ヲ増加スル毎ニ初階級ニ対スル平均約一割ノ増加ヲ以テ進ミ、所謂資力ニ伴ヒ公正ノ課税

ヲ得、減税歩合ノ不均等ハ此ノ秩序アル課税ノ犠牲タリシコトヲ認メラルヘク、負担ノ均等是ヨリ期セラルヘキモノト信ス

ロ 納税者ノ改正法ニ対スル感想

前項ノ結果ヲ生セシヲ以テ、改正税法施行当初ヨリ一般納税者ハ好感ヲ以テ之ヲ迎ヘタリ

ハ 所得資料調査提出ノ成績並其ノ効果

当署管内ノ如キハ税法改正ノ為メ何等ノ刺撃ヲ受ケス、税務署ノ照会ニ先子義務的ノ報告ヲ提出スル者ハ未タ絶無ニシテ、又交付金ノ請求ヲ為シタルモノナシ

ニ 納税成績ニ及ホシタル影響

各納税者ニ就テ觀察スルトキハ其ノ置位中流以上ニシテ、殊ニ軽減セラレタル租税ナリシヲ以テ、町村指定ノ期日ヲ遅レタルモノ絶無ニシテ、極メテ迅速ニ納税ヲ了シタル形蹟アルモ、俸給々々ノミニ依頼スル納税者ニ在リテハ納期ノ改正ハ著シク困難ヲ感シタルカ如シ、又徴収者タル町村ニ就テ觀察スルトキハ、其ノ取扱ニ係ル各種国税ノ納期ハ田租第一期ヲ除クノ外、従来悉ク月末納期ニシテ永ク腦裏ニ印刻シタル月末納期ヲ改メラレタルカ為メ、時二期限ヲ忘却セムトスルモノヲ生シ、之カ予防注意ハ税務署ノ苦心トスル所トス

三 本年所得税ノ状況

イ 第三種所得申告ノ状況

本年申告ノ状況ハ前年ニ比シ法定期限内ニ提出シタルモノ其数多カラス、必竟調査委員改選等ニ関スル選挙資格得喪ノ利害ナキニ依ルモノトス、而シテ申告金額ノ如キ誠実ノ申告ヲ為セルモノト認メタルモノナシ

ロ 調査上施設又ハ改善セムルトスル事項

蔬菜畑ノ所得標準ヲ設ケムトスル外、答申スヘキ事項ナシ

ハ 第三種所得税額見込

見込税額 二九、六七二円

前年ニ対シ四歩七厘ノ増

右答申候也

〔以下、表は省略〕

(昭43 東京 59)

102 大正3年7月 税制改正関係内密取調申報

大正三年七月十三日立案 同月同日決裁

主任<sup>㊟</sup>

署長<sup>㊟</sup>

課長

課員

年 月 日

〔竹田税務署〕署長

局長宛

本月十一口直第一七八五号ニ対スル調査事項、左記ノ通調査ヲ遂ケ申報候也

- 一 地租、第三種所得税、營業税、売葉營業税中一種又ハ數種ヲ合セ十円以上ヲ納ムル人員 貳千五拾八人
- 二 第一号中營業税ヲ全廢スルトセハ十円未滿トナル人員 貳百四拾五人

追テ、第三次第四次ノ調査事項ハ不日追報可致候

大正三年七月十四日 ㊦

署長

局長宛

本月十一日直第一七八五号ニ対スル調査事項、左記ノ通調査ヲ遂ケ申報候也

第三号 拾円未満トナル人員 百六拾五人

第四号 拾円未満トナル人員 四百拾人

直第一七八五号

大正三年七月十一日

熊本稅務監督局

各稅務署長

左記事項、最モ内密ニ決シテ外部ニ漏洩セサル様取調、至急申報セラルヘシ

但、本調査ハ他ニ良法ナケレハ、郡市区役所ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ依リ大体ノ調査ヲ為シ、其ノ十円未満トナルヘキ虞アルモノニ限り、市区役所町村役場ニ照会シテ、各地目毎ノ地価ヲ取調フル方捷徑ニアラスヤト思

考セラル、ヲ以テ、参考ノ為メ付記ス、又他市町村ニ於ケル納稅額不明ノモノハ除外スルモ差支ナシ

沖繩県所在稅務署ニ於テハ、左ノ符号ヲ用半電信ニテ報告スルヲ要ス

一ハ イ

二八　　ロ

三八　　ホ

四八　　ヘ

追テ、本調査ニ付テハ別ニ配付スヘキ旅費ナキヲ以テ了知セラルヘシ

一　地租、第三種所得税、營業税、売業營業税中、一種又ハ數種ヲ合セ十円以上ヲ納ムル人員

二　第一号中營業税ヲ全廃スルトセハ十円未滿トナル人員

三　第一号中地租七厘(地価百分ノ七厘)ヲ減スルトセハ十円未滿トナル人員

四　第一号中營業税ヲ全廃シ、地租七厘ヲ減スルトセハ十円未滿トナル人員

五　本調査ノ地租ハ最近ノ現在、所得税ハ大正二年分決定額、營業税ハ大正三年分確定額、売業營業税ハ大正三年度

賦課額ニ依ルモノトス

六　第一号及第二号ノ調査ヲ了シタルトキハ直ニ回報シ、他ハ追報スルコト

備考

地租七厘減ハ田畑ニ限り調理スルモノトス

大正二年十二月廿日現在衆議院議員選舉有権者数

阿蘇野村	白丹村	姫嶽村	竹田町	町村名
四三	五一	五五	一三〇	
下竹田村	久住村	宮砥村	岡本村	町村名
一〇七	五〇	八九	一〇一	
	城原村	柏原村	豊岡村	町村名
	一七八	三四	一一五	
	明治村	荻村	玉来町	町村名
	一六二	一四	一六	
	都野村	菅生村	松本村	町村名
全管計	一四七	三八	九八	
二、〇三四	長湯村	宮城村	入田村	町村名
	一一三	一五五	一三八	

營業稅納稅者調査

都野村	白丹村	柏原村	松本村	竹田町	町村名
二四	八	二	一二	一八一	
一五	二	一	七	五〇	内十円以下
長湯村	久住村	荻村	入田村	岡本村	町村名
二六	三五	五	一六	五	
一七	一二	三	五	四	内十円以下
阿蘇野村	城原村	菅生村	姫嶽村	豊岡村	町村名
五	二一	三	三	三四	
二	一四	二	一	一六	内十円以下
下竹田村	明治村	宮城村	宮砥村	玉来町	町村名
九	三	一五	一二	五二	
六	一	一二	八	二二	内十円以下



ナキニ至リタレトモ、想フニ稅務ノ年ヲ逐ヒ月ヲ経ルニ從テ愈々繁劇ヲ加フヘキハ敢テ多言ヲ要セス、人員經費從テ益々増加セサル可ラサルニ、却テ之ヲ減少セサルヘカラサルハ実ニ刻下大局ノ打算ニ出テ忍シテ之ヲ行フノミ、各位ハ宜シク根本ニ遡リ本末ヲ弁ヘ、益々吏僚ヲ督励シテ熱誠事ニ當リ、稅務執行上遺憾ナカラシムコトヲ期セサルヘカラス

二 本年ノ帝國議會ニ於テ稅法ノ改正セラレタルモノ尠カラス、各位ハ已ニ新旧稅法ヲ比較研究シテ是カ執行ヲ誤ルコトナカルヘシト雖、就中災害地免租法ノ実施ニ當リテハ幸ニ円満ノ終決ヲ告ケタリシカ、本年ノ水害早害ニヨリ免租セラルヘキモノ亦尠ナカラス、宜シク適実公平ノ調査ヲ遂ケ法令ノ精神ニ副ハンコトヲ期セサルヘカラス

三 改正營業稅ハ未タ施行規則ノ發布ナキ為、實施ノ細則ヲ知り難シト雖、(1) 課稅標準ノ引上、(2) 稅率ノ低減、

(3) 調査會設置、ハ其ノ改正ノ要点ナリ、而カモ斯稅調査ノ方針ハ監督局長會議ニ於ケル大藏大臣ノ訓示セラレタル如ク、間接調査ヲ主義トセサルヘカラスト云フ、其ノ實施ノ方法心得ニ付テハ局ハ不日一般ニ訓示セントスル所ナレトモ、從來ノ調査方法ヲ一新セサルヘカラサルハ明カナル所ナルヲ以テ、今ヨリ克ク稅法改正ノ主趣ヲ玩味シ本法改正ノ精神ニ悖ルナカラシムコトヲ要ス

四 改正所得稅法ハ施行後二年幸ニ本官訓示ノ要旨ヲ過タス、殊ニ本年ハ概シテ田畑標準率ノ増加セシニ不拘、能ク稅法ノ本旨ニ基キ、又對調査會ノ態度宜シキニ適ヒ、從來ノ弊習ヲ矯正シタルハ本官ノ満足スル所ナレトモ、從來誤謬訂正又審査請求ノ少ナカラサル為メ、彼是徒ラニ無益ノ手段ヲ要スルハ調査ノ周到ヲ欠キシニ基カスンハアラス、深ク下僚ヲ戒メ賦課ニ厚薄ノ誹ナカラシムコトヲ期セサルヘカラス

五 第一種所得稅及相統稅事務ニ付テハ前回會同ノ際訓示シタル所ニシテ、幸ニ各位ノ努力ニヨリ漸次整理ノ緒ニ就キツツアルカ如シト雖、未タ旧態ヲ一變スルニ至ラス、殊ニ法人數ノ多キ署ニ於テハ事務ノ洪濫甚シキ恨ミアリ、

宜シク適実ノ計画ヲ立テ渋滞ノ跡ナカラシムヘシ、尙相統稅處理上ニ関シ各位ノ留意ヲ請ハントスルモノ尠ナカラス、即チ市区町戸籍吏ノ相統開始報告ノ遲延脱漏セルモノアルモ是カ改善ノ道ヲ講セス、又課稅標準價格適実ヲ欠キ若ハ之ヲ適用セサルモノアリ、又ハ有価証券其ノ他ノ資料宜シキヲ得ス、課稅往々脱漏ヲ免レサルモノアルカ如シ、斯ノ如キハ畜ニ課稅上遺憾ナルノミナラス、實ニ賦課ノ公平適実ヲ失フ所以タルヲ以テ、斯稅執行上特ニ留意セラレンコトヲ望ム

六 會計検査院ノ審理ニ対スル答弁ハ從來兎角遲延ニ流レ、甚タシキハ実ニ五六ヶ月ヲ要スルモノアリ、斯ノ如キハ検査院及本省ヨリモ常ニ注意ヲ受ケツ、アル所ナルヲ以テ、爾今速ニ答弁セラルル様注意セラルヘシ

七 稅源ノ涵養ニ関シテハ前回已ニ訓示シタル所ニシテ、諸君ノ熱心ナル指導啓發ニヨリ益々課稅物件ノ進歩發達ヲ觀ルハ本官ノ特ニ満足トスル所ニシテ、今回開催ノ全管酒類醬油品評會ノ成績ヲ見ルニ、各署管内均シク長足ノ進歩ヲ呈シタルコト歴然タリ、殊ニ今回優勝旗ノ制ヲ設ケ、各県ヲ一団トシテ品質改良ノ競争ヲナサシメタルカ如キハ、斯業奨励上一新紀元ヲ開キタルモノナリ、勝者ハ益々改良ニ努メ劣者ハ進ンテ革新ヲ期スヘキハ、蓋シ当然ノ結果ナリ、諸君ハ宜シク此ノ主趣ヲ体シ、共同一致シテ斯界ニ貢獻スル所ナカルヘカラス、若シ夫レ局ノ实地指導ニ至リテハ各県各署ノ情況ニ鑑ミ適切ノ計画ヲ立テ、官民相補ケテ稅源涵養ニ從フヘク、各位ノ奮勵ヲ俟ツ愈々切ナルモノアリ

八 織物消費稅ノ等級制度ノ施行ハ管内大概実行セラレタレトモ、未タ三四ノ署管内ニハ之ヲ施行セサルモノアリ、本稅統一上甚タ遺憾トスル所ナルヲ以テ、速ニ適切ノ計画ヲ立テ稟議セラレンコトヲ望ム

九 間接國稅ノ取締ニ付テハ逐年整備ノ域ニ進ミ不正行為ハ漸ク其ノ跡ヲ絶チ、酒造ノ如キハ一部地方ヲ除キテハ犯則無之カ如シト雖、未タ容易ニ堵ニ安ンスヘカラサルモノアリ、殊ニ織物稅印紙稅又ハ壳葉稅等ニ至リテハ、今尙

頻々トシテ犯則檢挙セラルルモノアリテ儉安姑息ヲ許サス、宜シク部下ヲ督励シテ犯則ヲ未萌ニ防遏スルコトニ努ムヘシ

十 国税徴収ノ状況ハ幸ニ各位ノ努力ニ依リ成績大ニ見ルヘキモノアリ、殊ニ市部ノ状況ハ客年来全ク面目ヲ一新シ得タリト雖、之ヲ他ノ都市ニ比スレハ必スシモ優秀ノ成績ト云フヘカラス、益々協力一致以テ滞納絶滅ノ域ニ達セラレントヲ望ム、殊ニ本年ヨリハ国税徴収法中市町村ノ交付金ニ関スル規定改正セラレ、地方町村ノ交付金概ネ倍加セラレタレトモ、本法改正ノ要旨ノ一ハ国税整理ニ関スル手数料ノ増加ニ外ナラス、各位ハ宜シク此機会ニ於テ地方当局ト熟議ヲ遂ケ、一面国税諸帳簿ノ整理ヲ誘導スルト同時ニ、国税徴収上ノ費用ヲ増加セシメ、又ハ納税組合其ノ他適切ノ方法ヲ講セシメ、督励セスシテ完納ノ美績ヲ挙ケンコトヲ勉メサルヘカラス、其ノ納税優良市町村ノ表彰ニ至リテハ局ハ已ニ一定ノ標準ヲ定メ、従来ノ成績ヲ勘案シテ本年度内夫レ々々表彰ヲ行ハントス、市町村ヲ激励シテ徴税ノ成績ヲ挙クヘキハ実ニ此秋ニ在リ、各位ノ一層奮励ヲ望ム所以ナリ

十一 各署ノ経費、殊ニ庁費及旅費ハ今次行政整理ノ結果是亦減少スルノ止ムナキニ至ラントス、已ニ充分節約ヲ加ヘツツアル所ナルヘシト雖、努メテ冗費ヲ節シ有要ニ用ヒ、最少ノ経費ヲ以テ徴税ヲ全フセンコトヲ勸メサル可ラス

十二 稅務統計ハ計數的基礎ニヨリテ稅務執行上ノ參考資料ニ供セントスルニアリ、然ルニ之カ利用ヲ怠リ甚タシキハ署員中統計ノ觀念全然欠如セルモノ少ナカラス、今般創設シタル稅務總覽ハ則チ管内状況ヲ計數的ニ達觀セントスルニアリ、之ヲ善用セハ其ノ効果蓋シ見ルヘキモノアラントス、速ニ之カ実行ヲ期スヘシ

十三 諸報告類ニシテ提出期限ヲ愆ルモノ頗ル多ク、局ノ督促ヲ受ケテ初メテ調査ニ着手スルカ如キ向ナシトセス、要スルニ此ノ如キハ一般ニ期限ニ關スル觀念ノ欠如スルニ基因スルモノニシテ、是カ為彼我共ニ無益ノ手数ヲ要ス

ルモノ尠カラス、爾今宜シク部下ヲ戒飭シテ平素期限ニ留意セシメ、苟モ遲延スルカ如キコトナカラン事ヲ要ス  
十四 終リニ一言スヘキハ署員ノ勤務心得ナリ、前二述ヘタル如ク時運ノ進歩ト共ニ事務益々多忙ヲ極ムルニ反シ、  
人員経費ハ年ヲ逐ツテ減少セラルルカ故ニ、署員ヲシテ熱誠事ニ当ラシムルハ固ヨリ然ルヘシト雖、徒ラ二分課ニ  
是レ偏シ彼是相共通スルナキハ、寡少ノ人員ヲ以テ繁劇ノ事務ヲ処理スル途ニアラス、又稅務官吏ヲシテ却テ稅務  
一般ニ關スル知識ヲ欠カシムルノ結果ヲ来スヘシ、須ラク彼我相助ケ署員ヲ挙テ事務ノ挙否ニ任セシムルコトヲ要  
ス、若シ夫レ今般ノ時局ニ至リテハ啻ニ欧州各国ノ動乱タルノミナラス、東洋亦其ノ渦中ニ投スルノ止ムナキニ至  
リ、実ニ有史以來ノ變乱ナリ、我カ經濟財政上ニ与ヘタル影響大ナルト共ニ、我カ稅務行政上ニ及ホセル影響亦決  
シテ少ナシトセス、夫レ徵稅ハ經濟現象ノ反映ナリ、經濟界振ハスンハ稅務亦從テ舉カラサルハ、諸君ノ常ニ日擊  
スル所ノ如シ、諸君ハ宜シク刻下ノ大勢ヲ大觀シ經濟ト稅務ノ調和ヲ計リ、苟モ稅務執行上遺憾ナカラシメンコト  
ヲ期スヘシ

以上

⑩ 大正三年十月二十六日

〔大磯稅務署〕署員

(昭43 東京 50)

104 大正4年1月 行政整理に関する局長意見

機秘第七一號

大正四年一月二十五日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

客年稅務監督局長會議ノ際開陳シタル意見中ノ一部、別冊ノ通り複写シタルニ付為參考送付ス

（附）

行政整理ニ関スル意見

┌

本書ハ本年五月稅務監督局長會議ノ際、第一ノ諮問事項ニ対シ口述セシ卑見ヲ、主稅局長ノ要求ニ依リ其ノ大要ヲ筆録シテ提出シタルモノナリ、今仮ニ印刷ニ付シ以テ他日ノ參考ニ供ス

大正三年

熊本稅務監督局長 大槻龍治

第一諮問事項

行政整理ノ稅務行政ニ及ホシタル影響、並稅務ノ執行又ハ監督方法ニ革新ヲ加ヘタル事項

答 申

予ハ便宜ノ為メ本問ヲ左ノ三項ニ分チテ答申セムトス

- (イ) 行政整理ノ稅務行政ニ及ホシタル影響
- (ロ) 稅務ノ執行ニ革新ヲ加ヘタル事項
- (ハ) 稅務ノ監督ニ革新ヲ加ヘタル事項

(イ) 行政整理ノ稅務行政ニ及ボシタル影響

昨年ノ行政整理ハ近時稀ニ見ル所ノ大整理ニシテ其範圍ハ行政各部ニ互リ、之ニ依リテ節シ得タル金額及減シタル定員ノ數モ亦夥多ナルヘシ、是レ財政其他万止ヲ得サルニ出テタルモノニシテ、大藏当局ニテモ稅務界ニ余裕アリト信シテ減額シ、不用ノ定員アリト認メテ減員セラレタルニアラサルヘシ、夫ハ現熊本稅務監督局及其管内各署ノ現況ニ照シテ推量セラル、ナリ、必ヤ主稅局長其他各位ノ苦心慘愴涙ヲ揮テ決行セラレタルモノナラン、若シ然ラスト曰ハ、稅務行政ニ對シテ不親切、下僚ニ對シテ殘酷ナリトノ評ヲ呈セサルヲ得サルナリ

整理前ニアリテハ高等官ノ部長ハ熊本ニ四人、鹿兒島ニ三人、合計七人ヲ配置セラレタリシニ、其ノ五割七分強ニ當ル四人ヲ減シテ三人トシ、經理部長ヲ欠員トシテ監督官之ヲ兼掌スルコト、ナリ居レリ、是誠ニ無理ナル配置ニシテ、而モ監督官設置ノ本旨ヲ没却スルモノニアラサルカ、六十ノ署トノ間ニ往復スル書類ノ視閱、日々ノ應對、实地ノ監督、殊ニ稅務ノ改善進歩ノ計画等ニ周到ナル思索ヲ練ラシムヘキ監督官ヲシテ、最モ繁細緻密ノ注意ヲ要スル經理部長ノ職ヲ兼ネシムルハ、監督官トシテハ其本務ヲ全カラシムル能ハス、部長トシテハ亦其全力ヲ傾注スルノ違ナカラシムルモノナリ、而モ職責アリ、故二年中過重ノ勞力ヲ以テ日夜鞅掌休養ノ間暇ナキ有様ナルハ、蓋シ制度其宜ヲ得サルニ因ラスンハアラサルナリ、次ニ

局屬ハ二割、局技手ハ一割八分七厘ヲ減セラレタリ

局屬減員ノ結果ハ一般的調査監督及内部事務ノ筆否ニ大ナル不使ヲ來セトモ、主トシテ局内部ノ事ニ屬スレハ暫ク忍フヘシトナスモ、技手ノ職務ハ直接民間事業ノ盛衰ニ關係スルヲ以テ、其減員ハ局、民間共ニ不利ヲ被ムルコト甚シ、近時九州各地ニハ漸ク本省ノ趣旨普及シ年々酒造改良希望者増加シ來リ、最盛期ニ於テハ各方面ヨリ技術官ノ派遣ヲ乞フモノ續出シ、昨期ノ如キモ之ニ応シ能ハサル程ナリシ、又今年ハ氣候激變ノ為メ臨時救濟法ヲ講スルヲ要スル向

多ク類々技術官ノ出張ヲ要求シ来リ、之レ又全部ヲ満足セシムルコト能ハサリシ実況ナリ、酒類醸造法ノ良否ハ国庫ニ影響スルコト甚大ナルヨリ、本省ニテモ銳意改良方法ヲ講究セラレ其良法ヲ普及セシメラントスルニ當リ、其伝道師タル技術員ヲ減少シ信賴シ来ル当業者ヲ満足セシムルコト能ハサルハ、今日ノ実況上殊ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ、  
次ニ

各稅務署ヲ通シテ署屬八歩、技手一割六歩ノ減員ヲ見ル

元來稅務署員ノ負担スル事務ノ分量ハ小官ノ喋々ヲ待タス、整理前ニ於テ既ニ業ニ過重ニ失セリトハ朝野人士ノ等シク認ムル所ナリ、定刻前ノ出勤、退庁時後ノ服務ハ常時ニシテ、夜分ノ勤務、日曜祭日ノ全廢敢テ珍ラシカラス、彼等ハ就任ノ初メヨリ斯ル習慣ニ馴レ敢テ怪マサルカ如ク、上級官庁亦特ニ之ニ酬ユルノ方法ヲ取ラス、予ノ前任庁タル稅關ノ時間外勤務手当ヲ給スルニ比セハ逕庭甚タシト云ヘシ、稅務署員ニ對シ其職務ノ關係ヨリ常ニ好意ヲ表セサル一般人モ、其勤務振ニ就テハ誉メ称ヘサルモノナク、即チ敵モ憐ヲ催ス迄ニ過重ノ勤務ニ從事シ居レリ、斯ル実情ナルニ拘ハラス定員ノ八歩ヲ減セラル、即チ最早耐ユ可カラサル重荷ヲ辛フシテ支ヘ居リタル者ニ向テ、更ニ其支持力ヲ減セラレタルナリ、故ニ減歩合小ナル如キモ其苦痛ヤ極メテ大ナリト云フヘシ、元來時間外ノ勤務ヲ必要トシ、又日曜祭日ヲ廢スルニアラサレハ事務ノ定了ヲ告グル能ハサル程ノ課程ニ對シ、更ニ減員ヲ斷行セラレタルハ如何ナル標準ニ基カレタルモノナルヤ、經驗淺キ小官ニハ之カ判斷ニ苦マサルヲ得サルナリ、經驗深キ本省當局者ニシテ此ノ事情ヲ知ラサル筈ナク、知リテ且之ヲ敢テセリトセハ、無理ト云ハンヨリ寧ロ人物虐待ナリト云フヲ至當トセン、人ラシキ働ヲナス年齢ノ者ハ家族ヲ有シ且相當ノ家事用件アリ、公務ニ奉事スレハトテ常ニ家事ヲ顧ミルノ違ナカラム可カラサルハ勿論ナリ、故ニ勤務時間ノ制アル所以ニシテ、日曜大祭ハ劇職ニ從事スル者ニハ特ニ必要ノ慰安日ナリ、左レハ人員ノ過不足ヲ制定スルノ目標ハ、制定ノ勤務時間ニ於テ適當ノ勤務家十人ニテ為シ得ヘキ課程ニ對シ

十一人ヲ配置シアラハ、初メテ其ノ一人ヲ減スルニアルヘシ、然ルニ從來十人分ノ課程ヲ四五人ニシテ処弁シ居タルニ拘ハラス、尚進シテ減員セラレタル昨年ノ整理方案中ニハ、人ノ力ト課程ノ量トニ関シテハ何等斟酌セラレタル痕跡ナキカ如シ、特ニ茲ニ注意スヘキハ署員ノ精勤努力ノ良習慣ハ、偶署ノ人繰上ニ個ノ大ナル不利益ヲ招キ来リシカ、整理ノ結果今後益々甚シカラントヲ恐ル、コトナリ、其ノ一ハ稅務ノ勤務ニ練達シタル人物ハ会社等ノ使用人トシテ極メテ適當スルヨリ、常ニ最良ノ人物ヲ誘出セラル、ト、一ハ勤務ノ過重ナルヨリ新ニ適當ノ人物ヲ補充シ能ハサルニアリ、次ニ

旅費　ハ一割三分六厘ヲ減セラレ其額一万余円ナリ、稅務ノ旅費ハ人員ノ減少ニ正比シテ剩余ヲ生スヘキニアラス、行カネハナラヌ事件ハ署員ノ數ニ反比例シテ年々増加シ来レル実情ナルニ依リ、昨年ノ減額以來ハ其不足ヲ調節スル為メ准所在地ノ区域ヲ広メ、又ハ日額ヲ減シ（特殊ノ地勢ナル離島ニハ増加シタルモ）、各署ノ地理ヲ參酌シテ配賦シタルモ、准所在地ノ拡張ハ直稅課員ノ不幸トナリ、更ニ工夫ヲ要スルヲ認メ居レリ

從來ノ旅費額モ物価ノ高キ地方ニテハ勿論ノコト、到底實費ヲ支弁スルニ足ラス、且他官庁ノ同等級ノ官吏ノ受クルモノニ比シテ遙ニ低位ニアリタリ、抑モ一般官吏ノ体面ニ關スル諸問題中、殊ニ世ノ輕侮ヲ招クノ原因ハ自宅ノ生活狀態、又ハ署内勤務ノ場合ニ於ケルヨリモ外部出勤ノ時、即チ出張等ノ際ニ動作ニアルヲ通例トス、一日八十錢乃至一円二十錢ノ旅費ヲ受ケテ出張スル稅務官吏ハ、旅店ニ於テ郡書記又ハ町村吏員ヨリモ一段高キ待遇ヲ忍ハサル可ラス、特ニ直稅吏員ノ出張ノ場合ハ事件ノ性質上關係人カ旅宿ニ来リテ折衝スルコト多ク、人ノ多數出入シテ夜半ニ達シ宿屋ニ迷惑ヲカクルモ、之ニ酬ユルノ茶代トシテ十錢以上ヲ張込ム能ハス、故ニ往々宿泊謝絶ノ不名誉ヲ担ヒ極メテ不快ヲ嘆セシメ来レリ、此ル待遇ヲ以テ官吏ノ体面ヲ汚ス勿レト訓諭スルモ、事實ハ政府ヨリ体面ヲ保タシメサルモノト云フノ外ナキナリ

又特ニ氣ノ毒ナルハ監督官以下ノ高等官ナリ、本省ノ特別規程ニ依リ旅費ヲ支給シ居ルモ、出張ノ都度自腹ヲ切ラサルコトナシ、依テ昨年茶代其他ノ支出内規ヲ定メ局長以下之ニ依テ支払ヲナシ、官ノ支給額ニテ間ニ合ハサシムルノ習慣ヲツケント期待シ居レトモ、高等官出張ノ場合ハ署員、地方人等ノ來訪多ク、内規ヲ嚴守スル能ハサル場合多キ実況ナリ、次ニ

庁費 一割七步減、其額九千円、雜給雜費九步五厘、其額九千二百円余ヲ減セラル

右二項ノ經費モ余裕アルカ為ニ減セラレタルニアラサルコトハ、此亦実況ニ照シテ明ナリ

六十ノ署中官有ノ建物ヲ庁舎トスルハ僅ニ其二割ノミ、官有建物ハ建設後概シテ多クノ年処ヲ經ス、備品等モ先ツ普通ト称シテ可ナレトモ、大多數ノ借家稅務署ニ在リテハ、多クハ古家ヲ間仕切り案配シタルノミナレハ、見苦シキハ勿論ノコト採光ノ不良、執務ノ不便、備品ノ粗悪見ルモ氣ノ毒ナリ、美的トカ贅沢トカノ境涯ハ夢ニモ期セス、又其必要モナケレトモ、苟モ国ノ稅務ニ当ル官衙タル以上、少クトモ近時各地ニ新設セラルル村役場ト同等以上ノ設備ヲ要スルハ勿論ナルヘシ、過日某署ヨリ応接間用ノ卓子ヲ十円ニテ買入レタシトノ請求ニ對シ、局ハ六円ヲ限度トスヘシト指定セリ、以テ如何ニ庁費ノ欠乏シアルカヲ知ルヘシ

雜給雜費ハ從來トテモ不足ヲ告ケ、為ニ過般某々署ニテ雇員ヲ得ントシテ公告セシモ、俸給ノ低廉ナル為メ応スル者ナク、又氣ノ利キタル小使ヲモ採用スルコト能ハス、且被服費ヲ減セラレタルモ一大打撃タルヲ失ハス之ヲ要スルニ、整理ノ結果

一 事務ノ分量ニ比シ人員益過小トナレリ

二 勤務ノ程度ニ對シ俸給額ノ割合益不利トナリ、良吏ノ勤続ナク適者ノ採用益困難トナレリ

三 物価ニ比シ旅費ノ割合益々低下セリ

四 庁費雜給雜費不足ノ為改善ノ策益困難ナリ

五 重要都市又ハ離島ノ稅務官吏ノ待遇ハ從來甚タシク不利ノ位置ニアリシモ、今回モ終ニ改メラレサリシ以上、御參考ノ為メ忌憚ナク事實ヲ申述ヘタルカ、尚一步ヲ進メテ試ニ自分ノ希望ヲモ述ヘントス

元來本省ハ徵稅費ヲ總稅額ノ何分ニ達スル迄整理減額ニ応セントセラル、ヤ、四十四年度ノ統計ヲ案スルニ、全國ノ平均ノ徵收費ハ總稅額ノ約二歩九厘ニ當レルカ如シ、熊本局管内ノ分ハ同年度ニ三歩二厘強、大正元年ハ三分〇七毛ナリシカ、昨年整理ノ結果ハ一層其率ヲ低下シタルヘシ、然ルニ尚此ノ上整理アルヘシトノコトニテ殆際限ナキカ如シ、最早忍フ可カラサル程度ヲ無理ニ低下シテ減額スルハ真正ノ整理ニアラス、強テ之ヲ行ヘハ間接直接ノ損失相踵テ起ルヘシ、故ニ小官ハ主稅局ニテ調査ノ上總稅額ノ幾歩ヲ適當トスルカヲ定メ、夫ヨリ以下ニハ決シテ低下セシメサルノ体度ヲ取ラレンコトヲ希望セサルヲ得ス

外國ノ例ハ詳知セサルモ、予ハ現在ニ比シ一層稅務官ノ學識ヲ高カラシメ、且其ノ數ヲ増加スルノ必要ヲ感スルト同時ニ、稅務官衙ノ諸設備其他ノ欠乏不便ヲ補足スルノ要アル点ヨリ、他ノ事業ニ比較達觀シテ總稅額ノ約五歩ヲ以テ徵稅費ト定メラレンコトヲ第一ノ希望トスルモノナリ

稅務ノ諸機關ハ國ト共ニ永續スルモノナレハ、永久ニ民屋借上ケノ策ヲ取ルノ不經濟ナルハ勿論ナレハ、漸次之ヲ官有トナスノ經費ハ必要欠ク可ラサルモノナリ、又稅務事務ハ十分ノ訓練ヲ加ヘタル者、又ハ達識ノ人物ヲ吸收勤続セシムルニアラサレハ民間ノ進歩ニ伴フコト能ハスシテ、為メニ或ハ民ノ幸福ヲ害シ或ハ政府ノ煩ヲ増シ、又ハ起ルヘキ事業ヲモ阻害シ國家ノ不利ヲ招クノ恐レアルヲ以テ、彼等ヲ教練シ又有為ノ人物ヲ招ク為メ待遇ヲ昂上セシムル等ノ費用モ亦避クヘカラサルモノナルヘシ、是等ノ費用ハ數次打擊ヲ被リタル近時ノ予算中ヨリ求ムルコトノ不可能ナルハ云フ迄モナキトナレハ、之ニ對シテ別ニ資金ヲ要求スルモノトシテ、假ニ四十四年度ノ總稅額ニ七八〇〇〇円（通

信官署ノ収入ヲ除ク、以下之ニ做フ。ノ五歩ヲ徴稅費ニ当ルモノトセハ、其ノ額一、三九〇万円ニシテ、同年度ノ徴稅費八〇〇万円ヲ差引テ尚ホ五八五万円ノ余裕アルヘク、又四歩五厘トセハ同シ算法ヲ取リテ四四五万円ノ余裕アリ、又四歩ニ止ムトスルモ三〇〇万円ノ余地アルヲ見ル、此等ヲ以テ以テ改善ノ資トナスノ計画ヲ立ツルハ目下ノ急務ナリト信ス

従来ノ關係ヨリ見レハ議會ヲシテ今俄ニ五歩ノ徴稅費ヲ承認セシムルコト不可能ナルヘク、四分五厘モ亦極メテ困難ナリトセハ、セメテハ四歩ノ範圍ヲ下ラサル程度ニ進メ、以テ着々諸種ノ改善ヲ計ラル、様、此上ナカラ御尽力アラントトヲ第二ノ希望トス、是レ固ヨリ容易ノ事ニアラスト雖、十分ノ材料ト賢明ナル諸彦ノ理由アル説明トヲ以テセハ、素ヨリ絶対不可能ノコトニアラサルヘシ

右ハ大体ニ就テノ希望ナルカ、差当リ実行ニ着手セラレタキ希望ノ個条ヲ挙クレハ

- 一 稅務監督局長ヲ總テ勅任トスルコト
- 二 各部長ハ事務官又ハ技師ヲ以テ專務的ニ充ツルコト
- 三 各高等官ノ官等制限ヲ拡張スルコト
- 四 事務官補（高等官）ヲ設ケ判任ノ進路ヲ開クコト
- 五 稅務署長ヲ總テ高等官トナスコト
- 六 樞要ノ稅務署ニハ高等官課長ヲ置クコト
- 七 主要地ノ局長ニハ他官庁ノ例ニ依リ手当ヲ給スルコト
- 八 主要地及離島ノ署長其他ニ官舎及手当ヲ貸与、支給スルコト
- 九 多年勤続ノ判任官ヲ其意ニ依ラスシテ臨時退職セシムル場合ニハ、一般行政整理ノ時ト同シク相当優遇ノ途ヲ

開クコト等ナリ

昨年ノ整理ニ対シ今年右等ノ希望ヲ述フルハ聊カ無理ナルコトヲ自覚セサルニアラサルモ、惟フニ昨年ノ整理ハ恰モ不測ノ海嘯ニ襲ハレタル如キ觀アリテ、実務ニ當リ居ル者ヨリ觀レハ無理ノ整理ナルコト論ヲ俟タス、海嘯一度去テ損失相踵テ発見セラル、如ク、然モ稅務界ノ損失ハ他ニ比シテ一層大ナレハ、原状以上ニ回復シ以テ他官庁ト權衡ヲ得セシムルノ必要アリト認ムルヲ以テ、敢テ陳述スル次第ナリ

此ノ項ノ終ニ臨ミテ大臣ノ御訓示ニ依リテ思ヒ浮ヘルコトヲ一言申述ヘ置キタシ

大臣ノ御訓示ハ稅務官ノ服膺スヘキ要項ヲ詳悉セラレ、更ニ又朝野ノ間ニ於テ實際談ヲ聴取セラレタル事項等懇々御説示ニ相成、稅務官吏ノ拳動及処置力如何ニ中央政府ニ反響スルカラ知ルヲ得タリ、併ナカラ我々被告方ノ申分モ亦十分陳述シテ聊カ御同情ヲ乞ハントス、先ツ中央政府ニ進言セル納稅義務者ハ其本居地ニ於テ常ニ如何ナル体度ヲ取リ居ルカ実例ヲ以テ申サンニ、我管内ノ某貴族院議員タル商人ハ幾度催告スルモ營業稅ノ申告ヲナサス、面談ヲ求ムレハ言ヲ左右ニシテ応セス、代人ヲ差出サス、稅務署長ノ職務ヲ行フ上ニ對シテ寸毫ノ敬意ヲ払ハス、反テ不遜ノ態度ヲ待シテ人モナケナル有様ナリ、故ニ止ムナク帳簿検査ニ臨メハ又之ヲ示サス、終ニ決定通告セリ、然ルニ其ノ者ハ貴族院ニ於テ主稅局長ヘ對シ帳簿検査ヲナサ、ルコトヲ要求セル由ニテ、反テ御注意ヲ受ケタル事アリ、又彼ノ帳簿検査ハ何レノ方面ヲ調査スルモ材料ヲ得ルコト能ハサル場合ニ之ヲナスニアリテ、要ハ課稅ノ公平ヲ保タントスルニ在リ、決シテ物好キニ又ハ商人ノ迷惑ヲ顧ミス漫ニ行フコトナシ、偶々中央ノ官人ニ訴フル其者ハ己ノ非曲ヲ隱蔽シ、反テ稅務官吏ノミヲ不当ナリト誇大ニ吹聴スル場合多キカ如シ、故ニ中央ニテ或者ノ不平談ヲ聽カル、場合ハ、其ノ者ノ為メ如何ニ稅務署カ苦心シタルカヲ推察セラレタシ、又日中商家ノ店頭ヨリ入ルハ不可ナリトノ御談シモアレト、町家ニハ裏門ノ設アル者尠ナク、偶々勝手口トモ稱シ能ハサル程ノ狹隘ノ通路アルモノモアレト、之ヲ出入ス

ルハ寧ロ内幕ヲ見ラル、懸念ヨリ反テ之ヲ嫌フハ勿論ナリ、又此ル所ヨリ出入セネハナラヌトハ、稅務官署及官吏分ノ威信ヲ損スルコト大ナルヲ思ハサル可カラス、不逞ノ商人ハ稅務官吏ノ臨店ノ場合、客アレハ之ヲ口実トシテ一時ヲ遁レントシ、「手カナイカラ又来レ」ト恰モ物貰ニ対スル如キ態度ヲ取ルモノアリ、納稅ノ義務アル國民カ自ら当然ノ義務ヲ怠リツ、國ノ官吏ヲ蔑視シテ乞食扱ヒニスルトハ實ニ嘆スヘキ現象ト謂フヘシ、是レ蓋シ余リニ納稅者ノ機嫌ヲ取り過キタル為ナルヘク、万国広シト雖モ、我カ國ノ稅務官吏ホト憐レ至極ナルモノアラサルヘシ、然ルニ御訓示ニハ何時モ嚴ニ失セス緩ニ流レス云々トアリ、之レ素ヨリ至言且ツ稅務行政ノ真理ニシテ、此境涯ニ近ツカシコトヲ希望スルハ勿論ナレトモ、仏法ノ真理ヲ悟脱シタル者釈迦以外果シテ幾人カアルト云フ如ク、何事ニテモ極致ニ達スルハ至難ノコトナリ、況ヤ二十円内外ノ月俸ヲ以テ粗衣粗食シ、昼夜ヲ分タス繁雜ノ事務ニ逐ハレツ、アル下級官吏ニ對シ、釈迦然タラサルヲ責ルハ寧ロ酷ナルヘシ、田滿悟脱ノ境ニ至ラサル百人百色ノ官吏カ専ラ自利ヲ防護スル千人千色ノ納稅者ニ臨ム、相互ノ心理作用ニ依リテ相激スル時モアルヘク、互ニ惡感ヲ懷クコトモアルヘシ、故ニ苦情ヲ持チ來ル者ニ對シテハ、此辺ノ実況ヲモ説キ聽カセラレントヲ望ム、尤モ我々ハ御訓示及御談話ハ十分了解シ深く肝ニ銘シ、官吏ノ行動ニ関シテハ常ニ注意訓戒ヲ怠ラス、物議ヲ惹起スルノ傾アルモノ、其他不当ノ言行アルモノハ夫々之カ始末ヲナシ居ルハ勿論ノコトナレハ、御承知置アラシコトヲ希望ス

(四) 稅務ノ執行ニ革新ヲ加ヘタル事項

前項ニ申述タル如ク人員及經費ノ減額ニ大ナル打撃ヲ受ケタルニ依リ、稅務署ニ於ケル人ノ經濟ヲ円滑ナラシムルヲ第一トシ、其他民間ヨリ提出スル書類ニシテ常ニ手数數ト經費トヲ要スル類ハ、民間ニ於テ之ヲ整備セシムルヲ相互ノ便ト認メテ其策ヲ取りタルコト、及納稅ノ遲滞ヲ予防スル為メ民間ニ之ニ對スル組織ヲナサシムルニ意ヲ用ヒタリ、即チ

- 第一 稅務署内各課員ノ配置ヲ署長ニ一任シ、事後ノ報告ヲナサシムルコト
  - 第二 各署管内ノ希望者ニ対スル土地測量ノ講習ニ一層ノ速力ヲ加エタルコト
  - 第三 町村吏員ノ稅務協議會、納稅組合、密造矯正組合ヲ設置セシムルコト
- 等トス

(ハ) 稅務ノ監督ニ革新ヲ加ヘタル事項

稅務ノ監督ニ革新ヲ加ヘタリト公言スル程ノコト未タ之ナシ、現時ハ監督方法ノ研究中ナリト答申スルヲ適當ト信ス、署ノ數六十二シテ内十ヶ署ハ離島ニ在リ、之レニ対シ従前ノ如ク一ヶ署ニ約六日ツ、ヲ費シテ局長自ラ監督スルトセハ、一巡スルニ三百六十日ヲ要スル次第ニシテ、之ニ途中ノ日數、主要都市ニ於ケル諸官衙ノ訪問各業視察ノ日數等ヲ加フレハ、更ニ數十日ヲ加フヘク、而テ年中引續キ巡回スルハ素ヨリ事務上許サ、ル処ナルヲ以テ、彼此時期ヲ見計ヒテ巡回スルモノトセハ三年ニ一回スルモ困難ナリ、而モ其ノ効果ノ如何ハ尚疑問ナリ、依テ今日ニテハ時々方面ヲ變ヘ監督官其他ト交代シテ飛々ニ檢閲セント考ヘ居レリ、要スルニ監督ノミヲ以テ事務ヲ舉クルハ不可能、且ツ反テ不利ナルヘシトノ考ヨリ、干涉制肘ニ涉ラサル限度ニ於テ案配セントス、一面ニ於テハ可成度々主任者ヲ派シテ部分的調査ヲナシテ詳細ノ復命ヲナサシメ、其間重要ノ事項ニ対シテハ更ニ局長名ヲ以テ注意ヲ与フルコト、ナシ居レリ、特ニ余リニ中央集權ニ傾キテハ自ラ執行者ノ責任ヲ輕カラシムルノ弊ヲ生センコトヲ恐レ、且相互ノ手數ヲ省略セント欲シテ報告ニ關スル規程ヲ改メタル結果、廢止シタル數左ノ如シ

直稅ニ關シ廢止シタル報告 今後廢止セントス  
ルモノ四十五件 十六件

間稅同 上 四十九件

經理同 上 十件